

デジタル庁
○ 令第八号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十条の八 法別表十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第二条第一項の司法試験若しくは同法第五条第一項の司法試験予備試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務 二 司法試験法第九条の司法試験又は司法試験予備試験の合格証書の授与に関する事務 三 司法試験法第十条の司法試験又は司法試験予備試験の合格の取消し等に関する事務 四 司法試験法第十一条第一項の司法試験又は司法試験予備試験の受験手数料の納付に関する事務 第十条の九 法別表十九の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条の二第一項の免許状の授与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 教育職員免許法第五条の二第三項の新教育領域の追加の定め申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げに関する事務 四 教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知に関する事務 五 教育職員免許法第十五条の免許状の書換若しくは再交付の願出の受理、その願出に係る事実についての審査又はその願出に対する応答に関する事務 第十条の十、第十条の十二 〔略〕 第十七条の三 法別表二十五の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項の海事代理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 二 海事代理士法第十条第一項の海事代理士の新たな事務所設置の許可若しくは登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 海事代理士法第十一条第一項の海事代理士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 四 海事代理士法第十二条の海事代理士の登録の抹消に関する事務 五 海事代理士法第十三条の海事代理士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 六 海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第五条の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第十七条の四 〔略〕	〔新設〕 〔新設〕 第十条の八、第十条の十 〔同上〕 〔新設〕 第十七条の三 〔同上〕

第十八条の六 法別表三十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第二項の在留資格認定証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 出入国管理及び難民認定法第二十条第二項の在留資格の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 出入国管理及び難民認定法第二十一条第二項の在留期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 出入国管理及び難民認定法第二十二条第一項の永住許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 出入国管理及び難民認定法第二十二条の二第二項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の在留資格の取得の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務

第二十条の二 法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務
- 三 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第五項の任意継続加入者の資格の喪失に関する事務

第二十三条の二の二 法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第二百六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

〔新設〕

第二十条の二 〔同上〕

- 一 私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
- 二 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

〔新設〕

九 〔同上〕

第二十三条の二の二 〔同上〕

- 一 国家公務員共済組合法第二百六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第二百六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

九 国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の任意継続組合員の資格の喪失に関する事務 十 略	〔新設〕 九 同上
第二十三条の四 法別表四十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 略	第二十三条の四 〔同上〕 一 同上
二 調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務 三 略	〔新設〕 二 同上
第二十三条の五 法別表四十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 調理師法第八条の三第一項の調理技術に関する審査の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	〔新設〕
二 調理師法による調理技術に関する審査の認定証書に関する事務	
三 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第二十条（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の学科試験又は実技試験の合格の通知に関する事務	
四 調理師法施行規則第二十三条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の技術審査の停止又は技術審査試験の合格の決定の取消しに関する事務	
第三十条の三 法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 略	第三十条の三 〔同上〕 一 同上
九 地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務	九 地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務 〔新設〕
十 地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第五項の任意継続組合員の資格の喪失に関する事務	
十一 略	十一 〔同上〕
十二 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 十三 略	十二 地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 十三 同上
第四十条 法別表七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 略	第四十条 〔同上〕 一 同上
十二 母子保健法による養育医療券に関する事務	〔新設〕

十三・十四 〔略〕

第四十三條の二の四 法別表七十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

十二・十三 〔同上〕

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十八條第三項の職業訓練指導員免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許証に関する事務

三 職業能力開発促進法第二十九條の職業訓練指導員免許の取消しに関する事務

四 職業能力開発促進法第三十條第一項の職業訓練指導員試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八條の職業訓練指導員試験合格証書の交付に関する事務

第四十三條の二の五 法別表七十七の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 職業能力開発促進法第三十條の四第一項のキャリアコンサルタント試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二 職業能力開発促進法第三十條の十九第一項（同法第三十條の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のキャリアコンサルタントの登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 職業能力開発促進法第三十條の十九第三項のキャリアコンサルタントの登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタント登録証に関する事務

五 職業能力開発促進法第三十條の二十一第一項（同法第三十條の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のキャリアコンサルタントの登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 職業能力開発促進法第三十條の二十二のキャリアコンサルタントの登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

七 職業能力開発促進法第三十條の二十三（同法第三十條の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のキャリアコンサルタントの登録の消除に関する事務

八 職業能力開発促進法第四十四條第一項の技能検定の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

九 職業能力開発促進法第四十九條の技能検定の合格証書の交付に関する事務

十 職業能力開発促進法第五十條第三項の技能士の名称の使用の停止に関する事務

十一 職業能力開発促進法施行規則第六十九條第一項の技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二 職業能力開発促進法施行規則第七十條の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知に関する事務

十三 職業能力開発促進法施行規則第七十一條第一項の技能検定の実技試験若しくは学科試験

の停止又は合格の決定の取消しに関する事務	
第四十三条の二の六、第四十三条の二の八	略
第五十条 法別表百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
「一、二 略」	
十一 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）	
「十二、十四 略」	
第六十条 法別表百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
「一、二 略」	
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務	
「四、七 略」	
八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護医療受給者証に関する事務	
九 略	
第六十八条 法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。	
一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	
「二、十八 略」	
十九 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
第四十三条の二の四、第四十三条の二の六	同上
第五十条 同上	
「一、二 同上」	
十一 介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務（第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。）	
「十二、十四 同上」	
第六十条 同上	
「一、二 同上」	
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務	
「四、七 同上」	
「新設」	
八 同上	
第六十八条 同上	
一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十条の九第一項の妊婦給付認定（同条第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	
「二、十八 同上」	
十九 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業に関する事務	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

第二条 法第十九条第八号の別表行政機関等のうち特定個人情報利用事務を処理する者として主務省令で定めるものは、次の表の第一欄に掲げる者とし、同号の法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものは、次の表の第二欄に掲げる事務とし、同号の利用特定個人情報情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣は、同表の第三欄に掲げる者とし、同号の特定個人情報利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものは、同表の第四欄に掲げる情報とする。

情報照会者	特定個人情報番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
二十 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて第二十二条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であつて第二十二条で定めるもの
都道府県知事等	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第二十二条で定めるもの	児童福祉法による母子

情報照会者	特定個人情報番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
二十 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて第二十二条で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であつて第二十二条で定めるもの
都道府県知事等	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第二十二条で定めるもの	児童福祉法による母子

厚生労働大臣又は都	厚生労働大臣又は日本年金機構	生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和三十九年社発第三百八十二号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。百六十一の項及び百六十二の項、第六十三条並びに第六十四条において同じ。）であつて生活に困窮する者に係る生活保護法による保護の決定及び実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた事務に関する情報（以下この条において「外国人生活保護関係情報」という。）であつて第二十二条で定めるもの
厚生労働大臣又は都	特別児童扶養手当等の	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて第二十二条で定めるもの
厚生労働大臣又は都	厚生労働大臣又は日本年金機構	生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて第二十二条で定めるもの
厚生労働大臣又は都	特別児童扶養手当等の	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて第二十二条で定めるもの

[illegible][illegible]

事	福祉に関する法律による 費用の徴収に関する事務 であつて第四十二条で定 めるもの	[略]	国残留邦人等支援給付 関係情報又は外国人生 活保護関係情報であつ て第四十二条で定める もの
[略]	[略]	[略]	[略]
四十二 都道府県 知事等	生活保護法による保護の 決定及び実施又は徴収金 の徴収に関する事務で あつて第四十四条で定め るもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児 童扶養手当関係情報、 母子及び父子並びに寡 婦福祉法による給付 金、特別児童扶養手当 等の支給に関する法律 による障害児福祉手当 若しくは特別障害者手 当若しくは国民年金法 等の一部を改正する法 律（昭和六十年法律第 三十四号。以下「昭和 六十年法律第三十四 号」という。）附則第 九十七条第一項の福祉 手当の支給に関する情 報、中国残留邦人等支 援給付関係情報又は外 国人生活保護関係情報 であつて第四十四条で 定めるもの
市町村長			地方税関係情報、母子 保健法（昭和四十年法 律第四百一十一号）に よる養育医療の給付若 しくは養育医療に要する 費用の支給に関する情 報、児童手当法（昭和 四十六年法律第七十三 号）による児童手当及 び子ども・子育て支援
事	福祉に関する法律による 費用の徴収に関する事務 であつて第四十二条で定 めるもの	[同上]	中国残留邦人等支援給 付関係情報であつて第 四十二条で定めるもの
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
四十二 都道府県 知事等	生活保護法による保護の 決定及び実施又は徴収金 の徴収に関する事務で あつて第四十四条で定め るもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児 童扶養手当関係情報、 母子及び父子並びに寡 婦福祉法による給付 金、特別児童扶養手当 等の支給に関する法律 による障害児福祉手当 若しくは特別障害者手 当若しくは国民年金法 等の一部を改正する法 律（昭和六十年法律第 三十四号。以下「昭和 六十年法律第三十四 号」という。）附則第 九十七条第一項の福祉 手当の支給に関する情 報又は中国残留邦人等 支援給付関係情報で あつて第四十四条で定 めるもの
市町村長			地方税関係情報、母子 保健法（昭和四十年法 律第四百一十一号）に よる養育医療の給付若 しくは養育医療に要する 費用の支給に関する情 報、児童手当法（昭和 四十六年法律第七十三 号）による児童手当及 び子ども・子育て支援

五十一の二 国土 交通大臣	五十一 日本行政 書士会連合会	〔略〕		
海事代理士法（昭和二十 六年法律第三十二号）に よる海事代理士の登録に 関する事務であつて第五 十三条の二で定めるもの	行政書士法（昭和二十六 年法律第四号）による行 政書士の登録に関する事 務であつて第五十三条で 定めるもの	〔略〕		
法務大臣	法務大臣	〔略〕	〔略〕	
戸籍関係情報であつて 第五十三条の二で定め るもの	戸籍関係情報であつて 第五十三条で定めるも の	〔略〕	〔略〕	法等の一部を改正する 法律（令和六年法律第 四十七号）附則第十三 条第一項の規定により なお従前の例によるこ ととされた同法第十二 条の規定による改正前 の児童手当法（以下 「旧児童手当法」とい う。）附則第二条第一 項の給付（以下「旧特 例給付」という。）の 支給に関する情報（以 下この条において「児 童手当関係情報」とい う。）、介護保険給付 等関係情報、障害者自 立支援給付関係情報又 は子ども・子育て支援 法（平成二十四年法律 第六十五号）による妊 婦のための支援給付の 支給に関する情報であ つて第四十四条で定め るもの

五十一 日本行政 書士会連合会	〔同上〕			
行政書士法（昭和二十六 年法律第四号）による行 政書士の登録に関する事 務であつて第五十三条で 定めるもの	〔同上〕			
法務大臣	〔同上〕	〔同上〕		
戸籍関係情報であつて 第五十三条で定めるも の	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	法等の一部を改正する 法律（令和六年法律第 四十七号）附則第十三 条第一項の規定により なお従前の例によるこ ととされた同法第十二 条の規定による改正前 の児童手当法（以下 「旧児童手当法」とい う。）附則第二条第一 項の給付（以下「旧特 例給付」という。）の 支給に関する情報（以 下この条において「児 童手当関係情報」とい う。）、介護保険給付 等関係情報又は障害者 自立支援給付関係情報 であつて第四十四条で 定めるもの

〔略〕 五十三 公営住宅 法（昭和二十六 年法律第九十 三号）第二條第 十六号に規定す る事業主体であ る都道府県知事 又は市町村長	〔略〕 公営住宅法による公営住 宅（同法第二條第二号に 規定する公営住宅をい う。第五十五條において 同じ。）の管理に関する 事務であつて同条で定め るもの	〔略〕 都道府県知事等	〔略〕 生活保護関係情報、児 童扶養手当関係情報又は 外国人生活保護関係 情報であつて第五十五 條で定めるもの
〔略〕 五十五 日本税理 士会連合会	〔略〕 税理士法（昭和二十六年 法律第二百三十七号）に よる税理士の登録に関す る事務であつて第五十七 條で定めるもの	〔略〕 法務大臣	〔略〕 戸籍関係情報であつて 第五十七條で定めるもの
五十五の二 法務 大臣	出入国管理及び難民認定 法（昭和二十六年政令第 三百十九号）による外国 人の在留資格に係る許可 に関する事務であつて第 五十七條の二で定めるもの	医療保険者又は後期 高齢者医療広域連合 法務大臣 市町村長	医療保険給付関係情報 であつて第五十七條の 二で定めるもの 戸籍関係情報であつて 第五十七條の二で定め るもの 地方税関係情報であつ て第五十七條の二で定 めるもの 年金給付関係情報であ つて第五十七條の二で 定めるもの
厚生労働大臣若しくは 日本年金機構又は 共済組合等			

〔同上〕 五十三 公営住宅 法（昭和二十六 年法律第九十 三号）第二條第 十六号に規定す る事業主体であ る都道府県知事 又は市町村長	〔同上〕 公営住宅法による公営住 宅（同法第二條第二号に 規定する公営住宅をい う。第五十五條において 同じ。）の管理に関する 事務であつて同条で定め るもの	〔同上〕 都道府県知事等	〔同上〕 生活保護関係情報であ つて第五十五條で定 めるもの
〔同上〕 五十五 日本税理 士会連合会	〔同上〕 税理士法（昭和二十六年 法律第二百三十七号）に よる税理士の登録に関す る事務であつて第五十七 條で定めるもの	〔同上〕 法務大臣	〔同上〕 戸籍関係情報であつて 第五十七條で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住 民票関係情報であつて 第五十五條で定めるもの

〔略〕	五十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	〔略〕	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて第六十一条で定めるもの	〔略〕	都道府県知事等	〔略〕	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第六十一条で定めるもの
〔略〕	六十三 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	〔略〕	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて第六十五条で定めるもの	〔略〕	都道府県知事等	〔略〕	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第六十五条で定めるもの
〔略〕	六十九 市町村長又は国民健康保険組合	〔略〕	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて第七十一条で定めるもの	〔略〕	都道府県知事等	〔略〕	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第七十一条で定めるもの
〔略〕	七十六 住宅地区改良法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	〔略〕	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて同条で定めるもの	〔略〕	都道府県知事等	〔略〕	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第七十八条で定めるもの
		〔略〕		〔略〕	市町村長	〔略〕	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であつて第七十八条で定めるもの
					厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		年金給付関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であつて第七十八条で定めるもの

〔同上〕	五十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	〔同上〕	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて第六十一条で定めるもの	〔同上〕	都道府県知事等	〔同上〕	生活保護関係情報であつて第六十一条で定めるもの
〔同上〕	六十三 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	〔同上〕	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて第六十五条で定めるもの	〔同上〕	都道府県知事等	〔同上〕	生活保護関係情報であつて第六十五条で定めるもの
〔同上〕	六十九 市町村長又は国民健康保険組合	〔同上〕	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて第七十一条で定めるもの	〔同上〕	都道府県知事等	〔同上〕	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて第七十一条で定めるもの
〔同上〕	七十六 住宅地区改良法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	〔同上〕	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて同条で定めるもの	〔同上〕	都道府県知事等	〔同上〕	生活保護関係情報であつて第七十八条で定めるもの
		〔同上〕		〔同上〕	市町村長	〔同上〕	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第七十八条で定めるもの

八十一 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて第八十三条で定めるもの	医療保険者	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であつて第八十三条で定めるものの
八十九 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて第九十一条で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報又は児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であつて第八十三条で定めるもの
九十五 市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、未熟児の訪問指導又はこども家	市町村長	母子保健法による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業又は未熟児の訪問指導に

[illegible]

百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	市町村長	児童養育手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第二百二十七条で定めるもの
百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	市町村長	児童養育手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第二百二十七条で定めるもの

百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	市町村長	児童養育手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて第二百二十七条で定めるもの
百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	市町村長	児童養育手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第二百二十七条で定めるもの

百五十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて第百五十三条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第百五十三条で定めるもの
百五十五 市町村長	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて第百五十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報又は同法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であつて第百五十七条で定めるもの
百六十一 都道府県知事等	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第百五十七条で定めるもの

する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であつて第百六十三条で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第百六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であつて第百六十三条で定めるもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第百六十九条で定めるもの	〔略〕	〔略〕	百六十七 学大臣 文部科
国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直	都道府県知事等	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報であつて第百六十三条で定めるもの	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて第百六十九条で定めるもの	〔略〕	〔略〕	百六十七 学大臣 文部科

百六十八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第七十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第七十条で定めるもの
百六十九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第七十一条で定めるもの
百七十 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第七十二条で定めるもの
百七十一 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一	都道府県知事等	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって第七十三条で定めるもの

百六十八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第七十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第七十条で定めるもの
百六十九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十一条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第七十一条で定めるもの
百七十 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第七十二条で定めるもの
百七十一 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一	都道府県知事等	生活保護関係情報であって第七十三条で定めるもの

〔略〕	〔略〕	〔略〕
百七十二 都道府 県知事又は都道 府県教育委員会	高等学校等修学支援事業 費補助金（専攻科の生徒 への修学支援）交付要綱 （令和二年四月一日文部 科学大臣決定）に規定す る高等学校等専攻科修学 支援金の支給に関する事 務であつて第百七十四条 で定めるもの	都道府県知事等 〔略〕 生活保護関係情報又は 外国人生活保護関係情 報であつて第百七十四 条で定めるもの
百七十三 都道府 県知事	「特定疾患治療研究事業 について」（昭和四十八 年四月十七日付け衛発第 二百四十二号厚生省公衆 衛生局長通知）の特定疾 患治療研究事業実施要綱 に基づく特定疾患治療研 究事業の実施に関する事 務であつて第百七十五条 で定めるもの	医療保険者又は後期 高齢者医療広域連合 市町村長 医療保険給付関係情報 であつて第百七十五条 で定めるもの
百七十三の二 都 道府県知事	「先天性血液凝固因子障 害等治療研究事業につい て」（平成元年七月二十 四日付け健医発第八百九 十六号厚生省保健医療局 長通知）の先天性血液凝 固因子障害等治療研究事 業実施要綱に基づく先天 性血液凝固因子障害等治 療研究事業の実施に関す る事務であつて第百七十 五条の二で定めるもの	医療保険者又は後期 高齢者医療広域連合 医療保険給付関係情報 であつて第百七十五条 の二で定めるもの

第三条 前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報 【イ〜ニ 略】 ホ 当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。） 【二 略】 第四条 第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 【一〜十七 略】 十八 健康保険法施行規則第四十三条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る任意継続被保険者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 十九〜二十六 略 第五条 第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 【一〜十八 略】 十九 健康保険法施行規則第四十三条の組合管掌健康保険の任意継続被保険者が適用事業所に使用されるに至ったとき等の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る任意継続被保険者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 二十〜二十七 略 第八条 第二条の表六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 【一〜九 略】 十 船員保険法施行規則第三十二条の疾病任意継続被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る疾病任意継続被保険者に係る健康保険若しくは船			第三条 前条の表一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第三十八条の全国健康保険協会が管掌する健康保険（次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十七号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報 【イ〜ニ 略】 ホ 当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第二項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。） 【二 同上】 第四条 第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 【一〜十七 同上】 【新設】 十八 同上 十九〜二十五 同上 第五条 第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 【一〜十八 同上】 【新設】 十九 同上 二十〜二十六 同上 第八条 第二条の表六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 【一〜九 同上】 【新設】

員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 十一・十二 〔略〕 第十五条 第二条の表十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る小児慢性特定疾病児童等、小児慢性特定疾病児童の保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報 イ 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報 ロ 住民票に記載された住民票関係情報 第二十二条 第二条の表二十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報 イ 〔略〕 ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更若しくは同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。） タ 〔略〕 ニ 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 次に掲げる情報 イ 〔略〕 ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 カ 〔略〕 三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報 イ 〔略〕 ホ 療育給付児童又は当該療育給付児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報	十一・十二 〔同上〕 第十五条 〔同上〕 一 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 〔新設〕 第二十二条 〔同上〕 一 〔同上〕 イ 〔新設〕 ロ 〔同上〕 ニ 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 〔新設〕 カ 〔同上〕 三 〔同上〕 イ 〔同上〕 ホ 〔新設〕 四 〔同上〕
--	--

第三十六條の二 第二条の表三十四の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 教育職員免許法第五条の二第二項の免許状の授与の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報 二 教育職員免許法第五条の二第三項の新教育領域の追加の定め申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る戸籍関係情報	〔新設〕
第三十條 第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一・二 略〕 三 予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報 〔イ・ロ 略〕 ハ 当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。） ニ・ホ 〔略〕	第三十條 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 〔同上〕 〔イ・ロ 同上〕 〔新設〕 ハ・ニ 〔同上〕
第二十二條の二 第二条の表二十の二の項で定める事務は、児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施の申込みに係る事実についての審査に関する事務とし、同表二十の二の項で定める情報は、当該申込みを行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報とする。 イ・カ 略 ヨ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 タ・レ 〔略〕	〔新設〕 イ・カ 同上 〔新設〕 ヨ・タ 〔同上〕
カ 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 ヨ・タ 〔略〕 〔五 略〕 六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 次に掲げる情報 イ・ヲ 略 ワ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 カ・ヨ 〔略〕 〔七 略〕 八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報 イ・カ 略	〔イ・ワ 同上〕 〔新設〕 カ・ヨ 〔同上〕 〔五 同上〕 〔六 同上〕 〔イ・ヲ 同上〕 〔新設〕 ワ・カ 〔同上〕 〔七 同上〕 八 〔同上〕

三 教育職員免許法第十五条の免許状の書換又は再交付の願出に係る事実についての審査に関する事務 当該願出を行う者に係る戸籍関係情報 第四十二条 第二条の表四十の項で定める事務は、前条に掲げる事務とし、同項で定める情報は、措置入院者、当該措置入院者の扶養義務者又は当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。 〔一・二 略〕 三 外国人生活保護実施関係情報 第四十四条 第二条の表四十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報 〔イ〕タ 略 レ 外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報（第二百二十七条及び第百六十三条において「外国人進学・就職準備給付金関係情報」という。） リ 子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報 ル 略 〔一・三 略〕 四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報 五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報 六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報 第五十三条の二 第二条の表五十一の二の項で定める事務は、海事代理士法第九条第一項の海事代理士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表五十一の二の項で定める情報は、当該申請を行う者に係る戸籍関係情報とする。 第五十五条 第二条の表五十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一 略〕 二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項に	第四十二条 〔同上〕 〔一・二 同上〕 〔新設〕 第四十四条 〔同上〕 一 〔同上〕 〔イ〕タ 同上 〔新設〕 レ 同上 〔新設〕 リ 同上 ル 同上 〔一・三 同上〕 四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報 五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報 六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報 〔新設〕 第五十五条 〔同上〕 〔一 同上〕 二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項に
--	--

において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報及び次に掲げる情報	
イ	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ハ	外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
ニ	児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報
ホ	年金給付関係情報
ヘ	年金生活者支援給付金関係情報
三	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報
イ	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ	外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
四	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報
イ	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ	外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
五	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報
イ	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ	外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
六	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び次に掲げる情報
イ	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ	外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報
〔七略〕	
八	公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報
イ	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
ロ	外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	
	〔新設〕
	〔新設〕
	〔新設〕
	〔新設〕
	〔新設〕
三	公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
	〔新設〕
	〔新設〕
四	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
	〔新設〕
	〔新設〕
五	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
	〔新設〕
	〔新設〕
六	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
	〔新設〕
	〔新設〕
〔七 同上〕	
八	公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
	〔新設〕
	〔新設〕

〔九 略〕

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

第五十七条の二 第二条の表五十五の二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の在留資格認定証明書の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ロ 当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

ハ 当該申請に係る者に係る年金給付関係情報

二 出入国管理及び難民認定法第二十条第二項の在留資格の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ハ 当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

ニ 当該申請に係る者に係る年金給付関係情報

三 出入国管理及び難民認定法第二十一条第二項の在留期間の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ハ 当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

ニ 当該申請に係る者に係る年金給付関係情報

四 出入国管理及び難民認定法第二十二条第一項の永住許可の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ 当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報

ハ 当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報

〔九 同上〕

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

〔新設〕

〔新設〕

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまで及びトに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五 出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第二項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。）の在留資格の取得の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 当該申請に係る者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報 ロ 当該申請を行う者又は当該申請に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報 ハ 当該申請に係る者に係る市町村民税に関する情報 ニ 当該申請に係る者に係る年金給付関係情報 六 出入国管理及び難民認定法第二十二條の四第一項の在留資格の取消しに関する事務 当該取消しに係る外国人又は当該取消しに際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報 第五十八條 第二條の表五十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一〕七 略 八 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二百二十六條の五第二項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法附則第十二條第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この条及び次条において同じ。）の任意継続掛金の払込み、私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二百二十六條の五第三項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の任意継続掛金の前納又は私立学校教職員共済法第二十七條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る掛金の徴収に関する事務 当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続加入者又は当該掛金の徴収に係る加入者に係る介護保険法第十八條第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 九 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二百二十六條の五第五項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の資格の喪失の確認に関する事務 当該確認に係る任意継続加入者に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 十・十一 略 第六十一條 第二條の表五十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一〕 略 二 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五條の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 保護者等に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 ハ 市町村民税に関する情報						
第六十一條 第二條の表五十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔一〕 同上 二 特別支援学校への就学奨励に関する法律第五條の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 保護者等に係る生活保護実施関係情報 〔新設〕 ロ 保護者等に係る市町村民税に関する情報		〔新設〕	第五十八條 〔同上〕 〔一〕七 同上 八 私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二百二十六條の五第二項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法附則第十二條第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号及び次条において同じ。）の任意継続掛金の払込み、私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第二百二十六條の五第三項の私立学校教職員共済制度の任意継続加入者の任意継続掛金の前納又は私立学校教職員共済法第二十七條第一項の私立学校教職員共済制度の加入者に係る掛金の徴収に関する事務 当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続加入者又は当該掛金の徴収に係る加入者に係る介護保険法第十八條第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報			

二 住民票に記載された住民票関係情報 第六十五条 第二条の表六十三の項で定める事務は、学校保健安全法第二十四条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。 一 略 二 外国人生活保護実施関係情報 三・四 略 第六十七条 第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 一 略 十三 国家公務員共済組合法第百条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百二十六条の五第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この条において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務 当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 十四 略 十五 国家公務員共済組合法第百二十六条の五第五項の共済組合の任意継続組合員の資格の喪失の確認に関する事務 当該確認に係る任意継続組合員に係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 十六 一 二十四 略 第七十一条 第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 一 九 略 十 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 一 二 略 ホ 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報 ヘ 略 十一 一 十八 略			ハ 保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報 第六十五条 同上 一 同上 二 新設 三・三 同上 第六十七条 同上 一 一 十二 同上 十三 国家公務員共済組合法第百条第一項の共済組合の組合員に係る掛金の徴収、同法第百二十六条の五第二項の共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号及び次号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の共済組合の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務 当該掛金の徴収に係る組合員又は当該任意継続掛金の払込み若しくは前納に係る任意継続組合員に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 十四 同上 新設 十五 一 二十三 同上 第七十一条 同上 一 一 九 同上 十 同上 イ 一 二 同上 新設 ホ 同上 十一 一 十八 同上
---	--	--	---

第七十八条 第二条の表七十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める

情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

「イ」へ 略

ト 児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

リ 外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

ロ・ヌ 略

ル 児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

リ 年金給付関係情報

ロ 年金生活者支援給付金関係情報

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからへまで及びチからヌまでに掲げる情報

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからへまで及びチからヌまでに掲げる情報

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イから二まで、へ、チ及びヌに掲げる情報

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからへまで、チ及びヌに掲げる情報

六 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、リ及びヌに掲げる情報

「七」略

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからへまで及びチからヌまでに掲げる情報

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第

第七十八条 「同上」

一 「同上」

「イ」へ 同上

「新設」

「新設」

ロ・リ 「同上」

「新設」

「新設」

「新設」

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号に掲げる情報

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号に掲げる情報

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イから二まで、へ及びリに掲げる情報

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからへまで及びリに掲げる情報

六 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで、ト及びリに掲げる情報

「七」同上

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第

第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからヘまで及びチからヌまでに掲げる情報

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、リ及びヌに掲げる情報

第八十三条 第二条の表八十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）又は当該請求を行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報

ロ 手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ハ 略

ヌ 当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ルからヨまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ル 略

二 児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報

ロ 略

五 児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）又は当該届出を行う者に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報

ロ 現況届出児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ハ 略

ヌ 当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ルからヨまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号に掲げる情報

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ト及びビに掲げる情報

第八十三条 「同上」

一 「同上」

〔新設〕

イ 当該請求に係る児童（以下この号において「手当支給児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 同上

ヌ 当該請求を行う者又は手当支給児童若しくは当該手当支給児童の父（当該手当支給児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。ヌからカまでにおいて同じ。）若しくは母（当該手当支給児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ル 同上

二 同上

イ 〔新設〕
同上

ロ 同上

六 同上

〔新設〕

イ 当該届出に係る児童（以下この号において「現況届出児童」という。）に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 同上

ヌ 当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該現況届出児童の父（当該現況届出児童の母又は養育者が当該届出を行う場合に限る。ヌからカまでにおいて同じ。）若しくは母（当該現況届出児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

第九十七条の二 第二条の表九十五の二の項で定める事務は、母子保健法第二十條第一項の養育医療の給付の支給に関する事務とし、同表九十五の二の項で定める情報は、当該支給の申請に係る未熟児に係る医療保険各法による保険給付の資格者等に関する情報とする。 第九十八条 第二条の表九十六の項で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表九十六の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。 一 三 略 四 被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報 五・六 略 第一百十條 第二条の表百八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一・二 略 三 災害弔慰金の支給等に関する法律第十條第一項の災害援護資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 略 二 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報 ホ 略 四 略 第一百四條 第二条の表百十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 削る 一 略 二 雇用保険法第六十一条の七第一項の育児休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 当該申請を行う者及び当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る戸籍関係情報 ロ 当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五條の妊娠の届出に関する情報 ハ 当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報 三 雇用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 当該申請を行う者及び当該申請に係る子に係る戸籍関係情報	〔新設〕 第九十八條 同上 一 三 同上 〔新設〕 四・五 同上 第一百十條 同上 一・二 同上 三 同上 イ 同上 〔新設〕 ホ 同上 四 同上 第一百四條 同上 一 雇用保険法第六十一条の六第一項の育児休業等給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 当該申請に係る子及び当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る戸籍関係情報 ロ 当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五條の妊娠の届出に関する情報 ハ 当該申請に係る子、当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報 二 同上 〔新設〕 〔新設〕
--	---

	ロ 当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報	
	ハ 当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報	
	四 雇用保険法第六十一条の十第一項の出生後休業支援給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	〔新設〕
	イ 当該申請を行う者及び当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る戸籍関係情報	
	ロ 当該申請を行う者の配偶者に係る市町村民税に関する情報	
	ハ 当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報	
	ニ 当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報	
	五 雇用保険法第六十一条の十二第一項の育児時短就業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報	〔新設〕
	イ 当該申請を行う者及び当該申請に係る子に係る戸籍関係情報	
	ロ 当該申請を行う者の配偶者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報	
	ハ 当該申請を行う者、当該者の配偶者又は当該申請に係る子に係る住民票に記載された住民票関係情報	
第二百二十七条	第二条の表百二十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の実施並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報 〔イ〕タ 略	第二百二十七条 〔同上〕 一 〔同上〕
レ	外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金関係情報	〔イ〕タ 同上 〔新設〕
ロ	子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報	〔新設〕

ムコ
略

二・三 略

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金を含む。）に関する事務 要支援者等に係る第一号イからフまでに掲げる情報

第四百四十三条 第二条の表百四十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 独立行政法人日本学生支援機構法第十四条第一項の学資貸与金の貸与又は同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イスト 略

チ 学資金申請者、当該学資金申請者の配偶者又は当該学資金申請者の生計を維持する者に係る外国人生活保護実施関係情報

リタ 略

二 独立行政法人日本学生支援機構法第十五条第二項の学資貸与金又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イホ 略

ヘ 猶予申請者に係る外国人生活保護実施関係情報

トリ 略

三 略

四 独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の学資貸与金の回収又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収に関する事務 次に掲げる情報

カケ 同上

二・三 同上

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十六条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十三条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項の徴収金を含む。）に関する事務 要支援者等に係る第一号イからマまでに掲げる情報

第四百四十三条 同上

一 同上

イスト 同上

新設

チケ 同上

二 同上

イホ 同上

新設

ヘケ 同上

三 同上

四 同上

「イ」ニ 略 ホ 学資金被貸与者若しくは学資支給金返納者又は当該学資金被貸与者の保証人に係る外国 人生活保護実施関係情報 ヘ・ト 略 「五・六 略」	「イ」ニ 同上 〔新設〕 ホ・ヘ 同上 「五・六 同上」
第百五十三条 第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定 める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第 一項の高等学校等就学支援金をいう。ホ及び次号ホにおいて「就学支援金」という。）の受 給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ 略」 ロ 当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ・ホ 略 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実につい ての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ 略」 ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ・ホ 略	第百五十三条 〔同上〕 一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第 一項の高等学校等就学支援金をいう。ニ及び次号ニにおいて「就学支援金」という。）の受 給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ 同上」 〔新設〕 ロ・ニ 同上 ニ 〔同上〕 「イ 同上」 〔新設〕 ロ・ニ 同上
第百五十七条 第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定 める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査 に関する事務 当該申請に係る妊婦に係る次に掲げる情報 「イ 戸籍関係情報 ロ 母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報 ハ 子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報 ニ 子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務 当該取消しに係 る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同 じ。）に係る前号に掲げる情報 〔三 略〕 四 子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る妊婦給付認定者に係る第一号に掲げる情報 五 子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定に関する事務 次に掲げる情 報 「イ」ヲ 略 ワ 当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定	第百五十七条 〔同上〕 一 子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定（同法第十条の九第二項に規定す る妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請に係る事実についての審査に関する事 務 当該申請に係る妊婦に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 ニ 子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務 当該取消しに係 る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同 じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 〔三 同上〕 四 子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報 五 〔同上〕 「イ」ヲ 同上 〔新設〕

	子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報	
	カ・コ 〔略〕	
	〔六〇十 略〕	
	十一 子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務 次に掲げる情報	
	〔イ〇ル 略〕	
	キ 当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報	
	〔十二〇十七 略〕	
	十八 子ども・子育て支援法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（同条第一号、第三号ロ及び第四号に掲げるものに限る。） 次に掲げる情報	
	〔イ 略〕	
	ク 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業の対象となる妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者に係る同号の相談に関する情報	
	ハ 〔略〕	
第百六十条	第二条の表百五十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第百六十条 〔同上〕
	〔一〇三 略〕	〔一〇三 同上〕
	四 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る次に掲げる情報	四 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る指定難病の患者、その保護者（当該保護者が支給認定を受けている場合に限る。）又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
	イ 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	〔新設〕
	ロ 住民票に記載された住民票関係情報	〔新設〕
第百六十三条	第二条の表百六十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。	第百六十三条 〔同上〕
	一 昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 生活に困窮する外国人であつて同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であつた者に準ずる者（以下この条において「要保護者等に準ずる者」という。）に係る次に掲げる情報	一 〔同上〕
	〔イ〇タ 略〕	〔イ〇タ 同上〕
	ニ 外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金関係情報	〔新設〕
	ハ 〔略〕	〔新設〕
キ	子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報	〔新設〕

第百七十一條 第二條の表百六十九の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。 一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号及び第三号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報 二 高等学校等に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報 三 略 第百七十二條 第二条の表百七十の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。 一 高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者（当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒が主として自己の収入により生計を維持している場合にあつては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号及び第三号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報 二 高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者に係る外国人生活保護実施関係情報 三 略 第百七十三條 第二条の表百七十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 イ 略 ロ 当該申請を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ 略 二 「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報		第百七十一條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十三條	ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ 略 二 略
第百七十一條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十三條	第百七十一條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十三條	第百七十一條 第百七十一條 第百七十二條 第百七十二條 第百七十三條 第百七十三條	ロ 当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ 略 二 略

「イ 略」 ロ 当該届出を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ 略 第百七十四条 第二条の表百七十二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ 略」 ロ 当該申請を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ 略 二 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 「イ 略」 ロ 当該届出を行う者の生計維持者に係る外国人生活保護実施関係情報 ハ 略	「イ 同上」 「新設」 ロ 同上 第百七十四条 「同上」 一 「同上」 「イ 同上」 「新設」 ロ 同上 二 「同上」 「イ 同上」 「新設」 ロ 同上
第百七十五条 第二条の表の百七十三の項で定める事務は、「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いについて」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請又は特定疾患医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。 「一・二 略」 第百七十五条の二 第二条の表百七十三の二の項で定める事務は、「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」（平成十七年四月一日付け健疾発第〇四〇一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療費公費負担受給の申請又は先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、当該申請等を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報とする。	第百七十五条 第二条の表の百七十三の項に規定する事務は、「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請又は医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する情報は、次に掲げる情報とする。 「一・二 同上」 「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。